

○議長（吉田敏郎）

日程第6 報告第8号 専決処分の報告について（開成町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて）を議題とします。

説明を担当課長に求めます。

子ども・子育て支援室長。

○子ども・子育て支援室長（田中美津子）

それでは、報告第8号を御覧ください。

報告第8号 専決処分の報告について（開成町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて）。

町長の専決処分事項に関する条例（平成22年開成町条例第11号）の規定により、別紙のとおり専決処分したもので、地方自治法第180条第2項の規定により報告します。

令和元年12月3日提出、開成町長、府川裕一。

1枚おめくりいただき、2枚目の専決処分書を御覧ください。

専決処分書。

町長の専決処分事項に関する条例（平成22年開成町条例第11号）の規定により指定された町長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

令和元年11月19日、開成町長、府川裕一。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）の施行により、児童福祉法（昭和22年法律第164号）の一部が改正されたことに伴い、児童福祉法の条文を引用する開成町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を改正する必要があるため、別紙のとおり開成町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定する。

1枚、おめくりください。では、条文を読み上げます。

開成町条例第13号。

開成町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

開成町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年開成町条例第18号）の一部を次のように改正する。次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

右が改正前、左が改正後の比較表になります。

第24条第2項2号の下線部分ですが、児童福祉法の第34条の20第1項第1号で定める養育里親の欠格事項が削除されたことにより、改正前の法律第34条の20第1項第4号から改正後、同条、項、第3号に改正いたしました。

附則でございます。この条例は公布の日から施行するということで、報告は以上でございます。

○議長（吉田敏郎）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑をどうぞ。よろしいですか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

質疑がないようですので、報告第8号 専決処分の報告について（開成町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて）を終了します。